

令和6年度 前処理場における臭気測定調査業務委託仕様書

1 委託対象施設

- (1) 松原前処理場 たつの市揖保町東用61番地
- (2) 誉田前処理場 たつの市誉田町広山678番地

2 業務の内容

第1項に掲げる各施設の敷地境界における臭気測定調査及びそのデータ整理

3 臭気測定調査項目、回数

(1) 臭気測定調査項目は、次の(a)及び(b)とする。

(a) 物質濃度測定

No.	項目	No.	項目	No.	項目
1	アンモニア	4	硫化メチル	7	ノルマル酪酸
2	メチルメルカプタン	5	二硫化メチル	8	ノルマル吉草酸
3	硫化水素	6	トリメチルアミン	9	イソ吉草酸

(b) 臭気指数測定

- (2) 調査は、5月、8月、11月、2月の平日晴天時に各1回(年4回)行う。
- (3) 1回の調査につき、松原前処理場の敷地境界の4地点及び誉田前処理場の3地点(別紙参照)の臭気測定調査を行う。

4 測定方法

特定悪臭物質の測定方法(昭和47年5月30日環境庁告示第9号)並びに臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法(平成7年9月13日環境庁告示63号)に基づく。

5 試料の採取

試料の採取は、次のとおりとする。

- (1) 松原前処理場及び誉田前処理場の各敷地境界での臭気採取は、受託者とする。

6 報告

分析結果の報告については、当該月の翌月15日までに、デジタル認証された表計算ファイルを電子メールにより報告し、全分析が終了したのちに、分析結果証明書及び計量証明書を製本化して2部提出するものとする。